

気候変動の適応計画の策定について

自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室

1. 経緯

気温上昇を 2 までに押さえるという国際目標達成のための最も厳しい緩和努力をもってしても、今後数十年間の地球温暖化による影響は避けられない。その影響への対処（適応）として行う政府の取組を「適応計画」としてとりまとめ、平成 27 年度夏頃に閣議決定する予定。

平成 26 年 3 月に公表された「国連気候変動に関する政府間パネル」(IPCC) 第 5 次報告書において、気候変動に対して特に脆弱とされる生態系や生態系がもたらすサービスが損失することが確信度の高いリスクとして指摘されている。

このため、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点から気候変動による影響を把握し、適応策について検討するもの。

2. 検討のプロセス

気候変動による影響・リスクの評価

- ・ 中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会で検討中
- ・ 分野別にワーキンググループを設置して検討を開始

自然生態系分野における適応策の検討

- ・ 自然生態系分野の適応計画に関する検討会を設置して、検討開始予定
- ・ 論点は次の三点

- 生物多様性への影響を低減するための適応策に関する事項
- 適応策の実施に伴う生物多様性に及ぼす影響の低減に関する事項
- 生態系の有する機能を活かした適応策に関する事項

国の適応計画の検討、策定

- ・ 地球環境局において平成 25 年度より適応計画のあり方検討会を開催
- ・ 平成 27 年度夏頃に閣議決定の予定（春には原案を固めてパブコメが必要）

3. 自然環境部会との関わり

自然生態系分野の適応計画に関する検討会には一部の委員に御参画頂く予定
検討の経過について、適宜御報告させて頂く